## 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則

(平成18年9月29日) 組合規則第26号)

改正 平成 18 年 12 月 27 日組合規則第 31 号 平成 20 年 10 月 1 日組合規則第 5 号 平成 23 年 4月 1日組合規則第 4号 平成 22 年 4 月 6 日組合規則第 2 号 平成 23 年 4 月 5 日組合規則第 6 号 平成 24 年 4 月 1 日組合規則第 平成 26 年 9 月 22 日組合規則第 5 号 平成 27 年 3 月 27 日組合規則第 平成 28 年 4 月 11 日組合規則第 2 号 平成 29 年 4 月 1 日組合規則第 4 묶 平成 30 年 3 月 28 日組合規則第 2 号 平成 31 年 3 月 29 日組合規則第 5 号 令和 2 年 3 月 30 日組合規則第 4 号 令和 3年 3月 30日組合規則第 1号 令和 4年 4月 1日組合規則第 2 号 令和 5年 7月 1日組合規則第 5号 令和 6年 4月 1日組合規則第 3 号 令和 7年 3月 3日組合規則第 2号 令和 7年 7月 24 日組合規則第 5号 令和 7 年 4 月 1 日組合規則第 4 <del>号</del>

(目的)

第1条 この規則は、市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年組合条例第28号。以下「条例」という。)第33条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の報告)

- 第2条 条例第6条の規定に基づき市町村長が行う災害の報告は、消防団員等災害発生報告書(様式第1号)によらなければならない。
- 2 前項の報告書には医師の診断書その他管理者が別に定める書類を添付しなければならない。

(認定及び通知)

第3条 管理者は、前条の報告を受けたときは、その災害が条例第3条の規定に定める事由により生じたものであるかどうかを審査し、補償を受ける権利があると認めたときは、災害補償決定通知書(様式第2号及び様式第2号-2)により、市町村長及び補償を受けるべき者に通知しなければならない。

(補償の請求)

- 第4条 条例第7条の規定に基づき、補償の請求を行う場合においては、損害補償費支払請求書(様式第3号)に消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「消防基金」という。)の定めた支払請求書の様式等(以下「消防基金様式」という。)の例による書類を添付し、管理者に提出しなければならない。
- 2 損害補償費支払請求書には、前項の書類のほか、医療機関等に損害補償費の受領 を委任する場合等においては、損害補償費受領委任状兼口座振込依頼書(様式第 4 号)を添付するものとする。ただし、2回目以降の請求において損害補償の受領方 法に変更がない場合は、添付を省略することができる。
- 3 同一の負傷又は疾病に係る療養補償及び休業補償についての請求は、1月ごとに するものとする。

(補償金の支給等)

第5条 管理者は、前条の請求書を受けたときは、これを審査して、補償金を受ける 権利があると認めた場合は、補償金支給決定書(様式第5号)、並びに傷病補償年 金、障害補償年金又は遺族補償年金の場合にあっては、年金通知書(様式第6号) 及び年金証書(様式第7号、様式第8号及び様式第9号)を交付して支給しなけれ ばならない。

- 2 前項の年金通知書及び年金証書については、当該傷病補償年金、障害補償年金又 は遺族補償年金の受給権者に交付するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定により年金通知書及び年金証書を交付した後に、当該年金の額の改定を行ったときは、当該年金受給権者に対して、改定後の年金額を記載した年金通知書を新たに交付するものとする。この場合において、管理者は、市町村長に対して年金通知書の写しを添え、この旨通知するものとする。
- 4 第2項の規定は、前項後段の市町村長に対する通知について準用する。
- 5 補償金の支給は、銀行送金その他の方法により市町村又は請求者若しくはその受 領を委任された医療機関等に支払うものとする。
- 6 管理者は、損害補償を受ける権利がないと認めたときは、事由を付して請求書を却下する。

(療養の現状報告)

- 第6条 療養補償に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において当該負傷又は 疾病が治っていない者は、同日後1か月以内に、消防基金様式の例による療養の現 状報告書を市町村長を経由して管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、必要の都度、前項の報告を求めることができる。 (定期報告書)
- 第7条 市町村長は、毎年2月1日現在における傷病補償年金を受ける権利を有する者(以下「傷病補償年金の受給権者」という。)若しくは障害補償年金を受ける権利を有する者(以下「障害補償年金の受給権者」という。)又は遺族補償年金を受ける権利を有する者(以下「遺族補償年金の受給権者」という。)の現状を消防基金様式の例による年金定期報告書により同月末日までに管理者に報告しなければならない。

(異動報告)

- 第8条 市町村長は、傷病補償年金、障害補償年金若しくは遺族補償年金の受給権者 又は遺族補償年金を受けることができる者(以下「遺族補償年金の受給資格者」と いう。)について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、消防基金 様式の例による年金に関する異動報告書を管理者に提出しなければならない。
  - (1) 傷病補償年金、障害補償年金若しくは遺族補償年金の受給権者の氏名又は住所に変更があったとき。
  - (2) 傷病補償年金の受給権者の傷病等級に変更があったとき。
  - (3) 傷病補償年金の受給権者が死亡したとき。
  - (4) 障害補償年金の受給権者の身体障害の程度に変更があったとき。
  - ⑸ 障害補償年金の受給権者が死亡したとき。
  - (6) 条例第18条第1項の規定による遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき。
  - (7) 遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金の受給資格者の数に増減を生じたとき。

- (8) 条例第19条の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又はその停止が解除される事由が生じたとき。
- (9) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があったとき。

(休業補償を行わない場合)

- 第9条 条例第13条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設 (少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院にお いて刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合若し くは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労 役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に 関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行 のため監置場に留置されている場合
  - (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合

(傷病等級)

第9条の2 条例第13条の2第1項第2号に規定する規則で定める傷病等級は、別表第1のとおりとする。

(障害等級に該当する障害)

- 第9条の3 条例第14条第2項に規定する各障害等級に該当する障害は、別表第2 に定めるところによる。
- 2 別表第2に掲げられていない障害であって、同表に掲げる各障害等級に該当する 障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当す る障害とする。

(介護補償に係る障害)

第9条の4 条例第14条の2第1項の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第3に定める障害とする。

(介護補償の額)

第9条の5 条例第14条の2第1項の規則で定める金額は、別表第4の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

(障害者支援施設に準ずる施設)

- 第10条 条例第14条の2第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設と する。
  - (1) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
  - (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第39 条に規定する施設(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要

とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。)

(特定障害状態)

第10条の2 条例第16条第1項第4号の規則で定める障害の状態は、別表第2に 定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は負傷若しくは疾病が治らな いで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度 以上の障害がある状態とする。

(審査会)

- 第11条 審査会は、委員長を互選しなければならない。
- 2 委員長は、審査会の会務を統理し、審査会を代表する。
- 3 審査会は、委員の請求があったとき又は管理者において必要と認めたとき、管理 者が招集する。
- 4 審査会は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、重要 でない事件で管理者が必要と認めた場合は、持廻りにより処理することができる。
- 5 審査会の議事は、委員2人以上の同意があったとき決定する。
- 6 審査会は、審査請求に関しては、その異議を審査して判定を行い、その請求人に 通知するとともに、当該補償又は給付の実施に変更を加える必要があると認める場 合には、管理者に対しその必要な措置を講ずべきことを指示しなければならない。
- 7 審査会は、管理者の諮問に係る事項を審議したときは、意見を付けてその結果を 速やかに管理者に提出しなければならない。
- 8 審査会は、審査又は審議のため必要があるときは、組合を通じ関係人に対し、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い又は検査を受けさせることができる。
- 9 審査会の庶務は、組合職員が掌理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。 (審査の請求)
- 第12条 条例第30条第1項の規定により審査の請求をしようとする者は、補償審査請求書(様式第10号)を提出しなければならない。

(記録簿等)

第13条 管理者は、補償金支給明細簿を備え、補償を受ける者の氏名、補償の種類及び年月日その他必要な事項を記入整理し、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金にあっては、受給権者ごとに支払原簿及び支払記録簿を備え、所要事項を記入して保存するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年組合規則第31号)

この規則は、市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(平成18年組合条例第31号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成18年12月27日)

附 則(平成20年組合規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、平成20年4月 1日から適用する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、平成20年4月1日以後の期間に係る介護補償の額 について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例によ る。

附 則 (平成22年組合規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、平成22年4月 1日から適用する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償の額 について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例によ る。

附 則(平成23年組合規則第4号)

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年組合条例第28号。以下「条例」という。)第10条第3項に規定する非常勤消防団員等(以下「非常勤消防団員等」という。)が公務により、若しくは消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第2の適用については、なお従前の例による。
- 第3条 非常勤消防団員等が施行日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、 救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合 (施行日以後に条例第16条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄 弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第17条第4項に規定する場合に おいて同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至っ たときを除く。)又は施行日前に条例第21条第2号に該当することとなった場合 における当該非常勤消防団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の 例による。
- 第4条 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害(この規則による改正前の市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第2第12級の項第14号又は第

14級の項第10号に該当するものに限る。)については、附則第2条の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、この規則による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第2の規定を適用する。

第5条 非常勤消防団員等が平成22年6月10日から施行日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第21条第2号に該当することとなった場合であって、当該非常勤消防団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害(旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)又は当該期間において条例第16条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害(旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)の状態の評価については、附則第3条の規定にかかわらず、それぞれ当該非常勤消防団員等が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第2の規定を適用する。

附 則(平成23年組合規則第6号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る介護補償 の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例 による。

附 則(平成24年組合規則第6号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則(平成26年組合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年組合規則第2号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償 の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例 による。

附 則(平成28年組合規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償 の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例 による。

附 則 (平成30年組合規則第2号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償

の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例 による。

附 則(平成31年組合規則第5号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則(令和2年組合規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則(この項に おいて別表第4の規定を除く。)の規定は、この規則の施行の日以後に生じた事由 について適用し、この規則による改正前の市町村消防団員等公務災害補償条例施行 規則の規定は、同日前に生じた事由について、なおその効力を有する。
- 3 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る 介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお 従前の例による。

附 則(令和4年組合規則第2号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の 額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例に よる。

附 則(令和5年組合規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る 介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお 従前の例による。

附 則(令和6年組合規則第3号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る 介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお 従前の例による。

附 則(令和7年組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年組合規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施 行する。

- (1) 別表第4の改正規定及び次項の規定 令和7年4月1日
- (2) 第9条第1号の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年6月1日 (経過措置)
- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る 介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお 従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下この項において「禁錮」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)若しくは旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項において「禁錮」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の第9条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則(令和7年組合規則第5号) この規則は、公布の日から施行する。

# 別表第1 (第9条の2関係)

傷病等級	障害の状態
第 1 級	(1) 両眼が失明しているもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの (9) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 2 級	(1) 両眼の視力が 0.0 2 以下になっているもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (4) 両上肢を手関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	<ul> <li>(1) 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06以下になっているもの</li> <li>(2) 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの</li> <li>(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</li> <li>(5) 両手の手指の全部を失ったもの</li> <li>(6) 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</li> </ul>

# 別表第2 (第9条の3関係)

障害等級	障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	(6) 両上肢の用を全廃したもの
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	(8) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 一眼が失明し、他眼の視力が 0.02以下になったもの
21 <b>v</b> = 712 <b>v</b>	(2) 両眼の視力が 0.02以下になったもの
	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) ましばなる関係以上では、なるの
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06以下になったもの
210	(2) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服するこ
	とができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することがで
	きないもの
	(5) 両手の手指の全部を失ったもの
poter a sett	(1) 両眼の視力が 0.06以下になったもの
第4級	(2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
	(3) 両耳の聴力を全く失ったもの
	(4) 一上肢をひじ関節以上で失ったもの
	(5) 一下肢をひざ関節以上で失ったもの
	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの
	(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

#### 第5級

- (1) 一眼が失明し、他眼の視力が 0.1以下になったもの
- (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務 に服することができないもの
- (4) 一上肢を手関節以上で失ったもの
- (5) 一下肢を足関節以上で失ったもの
- (6) 一上肢の用を全廃したもの
- (7) 一下肢の用を全廃したもの
- (8) 両足の足指の全部を失ったもの

## 第6級

- (1) 両眼の視力が 0.1 以下になったもの
- (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
- (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度 になったもの
- (4) 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- (5) 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
- (6) 一上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- (7) 一下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- (8) 一手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの

#### 第7級

- (1) 一眼が失明し、他眼の視力が 0.6以下になったもの
- (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- (3) 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- (4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- (6) 一手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指 を失ったもの
- (7) 一手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの
- (8) 一足をリスフラン関節以上で失ったもの
- (9) 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
- 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
- (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの
- (12) 外貌に著しい醜状を残すもの
- (13) 両側の睾丸を失ったもの

#### 第8級

- (1) 一眼が失明し、又は一眼の視力が 0.02以下になったもの
- (2) 脊柱に運動障害を残すもの
- (3) 一手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの
- (4) 一手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の 手指の用を廃したもの
- (5) 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの
- (6) 一上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
- (7) 一下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
- (8) 一上肢に偽関節を残すもの
- (9) 一下肢に偽関節を残すもの
- (10) 一足の足指の全部を失ったもの

## 第9級

- (1) 両眼の視力が 0.6 以下になったもの
- (2) 一眼の視力が 0.06以下になったもの
- (3) 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
- (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- (6) 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- (7) 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解すること ができない程度になったもの
- (8) 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度 になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解する ことが困難である程度になったもの
- (9) 一耳の聴力を全く失ったもの
- (10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
- (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な 程度に制限されるもの
- (12) 一手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの
- 3 一手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の 手指の用を廃したもの
- (14) 一足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの
- (15) 一足の足指の全部の用を廃したもの
- (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの
- (17) 生殖器に著しい障害を残すもの

#### 第10級

- (1) 一眼の視力が 0.1 以下になったもの
- (2) 正面視で複視を残すもの
- (3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解すること が困難である程度になったもの
- (6) 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度 になったもの
- (7) 一手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの
- (8) 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- (9) 一足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの
- 10 一上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- (11) 一下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

## 第11級

- (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
- (3) 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
- (6) 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- (7) 脊柱に変形を残すもの
- (8) 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
- (9) 一足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの
- 10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

#### 第12級

- (1) 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- (2) 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
- (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- (4) 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの
- (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
- (6) 一上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの
- (7) 一下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの
- (8) 長管骨に変形を残すもの
- (9) 一手の小指を失ったもの
- 10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
- (II) 一足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの
- (12) 一足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの
- (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの
- (14) 外貌に醜状を残すもの

## 第13級

- (1) 一眼の視力が 0.6 以下になったもの
- (2) 正面視以外で複視を残すもの
- (3) 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
- (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
- (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
- (7) 一手の小指の用を廃したもの
- (8) 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
- (9) 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
- 10 一足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの
- (11) 一足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の 用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの

## 第14級

- (1) 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
- (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- (3) 一耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
- (4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
- (5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
- (6) 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
- (7) 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
- (8) 一足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの
- (9) 局部に神経症状を残すもの

# 別表第3 (第9条の4関係)

介護を要する状態 の区分	障害
常時介護を要する	(1) 別表第1第1級の項第3号又は別表第2第1級の項第3号
状態	に該当する障害
	(2) 別表第1第1級の項第4号又は別表第2第1級の項第4号
	に該当する障害
	③ 前2号に掲げるもののほか、別表第1第1級の項又は別表
	第2 第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げる
	ものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する	(1) 別表第1第2級の項第2号又は別表第2第2級の項第3号
状態	に該当する障害
	(2) 別表第1第2級の項第3号又は別表第2第2級の項第4号
	に該当する障害
	(3) 別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障
	害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するも
	Ø

# 別表第4 (第9条の5関係)

I <del></del>		
介護を要する 状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用 を支出して介護を受けた日が あるとき(次号に掲げる場合を 除く。)	その月における介護に 要する費用として支出 された費用の額(その額 が177,950円を超 えるときは、177,9 50円)
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。)	月額85、490円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用 を支出して介護を受けた日が あるとき(次号に掲げる場合を 除く。)	その月における介護に 要する費用として支出 された費用の額(その額 が88,980円を超え るときは、88,980 円)
	(2) 一の月に親族又はこれに準 ずる者による介護を受けた日 があるとき(その月に介護に要 する費用を支出して介護を受 けた日がある場合にあっては、 当該介護に要する費用として 支出された額が42,700円 以下であるときに限る。)	月額42,700円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

# 消防団員等災害発生報告書

	□非自	常勤消	防(水 防)	団員	□ 消	防作業	<b></b>	耳者 □水	防従	事者	口応急	急措置	従事者
	□救急	急業務	協力者										
	住	所											
災害を受けた者		がな						生年月日		任	В	日生(	歳)
	氏	名			(:	男•女)		<b>エ</b> 177日			)1	нт(	////
	所	属			ì	消防団			分[	団(階級	及		)
	職	業											
災害発生の日時			年	J	月	目(	)	午前•午	後	時	È	分頃	
災害発生の場所													
災害発生の原因 及び状況													
傷病名、部位及び その程度							ř	台療見込み	日数	通院	目•	入院	日
上記のとおり	報告い	たしまっ	す。										
埼玉県市町村	·総合事	年 年					ī	<b></b>					印
14 上芥川門門	小心 口 手	- 4方 / 11 口	日生日 你										

- 注 1 該当する「□」にレ印を記入すること。
  - 2 災害発生の原因及び状況は、従事した公務又は消防作業等の内容、受傷の経緯、状況等を詳細に記入すること。
  - 3 添付書類
  - (1) 医師の診断書
  - (2) 火災又は消防訓練等その他市町村主催行事
  - ア 火災の場合
  - (ア) 被災場所、被災状況を表示した略図
  - (イ) 火災の概況(簡単なもの)

- イ 消防訓練その他市町村主催行事の場合
- (ア) 消防訓練等の実施計画書の写し
- (イ) ポンプ操法大会等の訓練のため、部又は班などの訓練における事故の場合、その訓練日時、場所、参加人員がかわる計画書を併せて提出
- (3) その他参考書類

通知第 号

団 員 協力者 災 害 補 償 決 定 通 知 書

年 月 日付報告の貴 消防災害者等に係る災害に対し市町村消防 団員等公務災害補償条例の定めるところにより下記の補償を行うことに決定したので前 記条例並びに施行規則に基づいて請求するよう災害者にお知らせ下さい。

記

補 償

補 償

年 月 日

長 様

埼玉県市町村総合事務組合管理者

印

## 補償の内容

#### (1) 療養補償

表記災害による負傷又は疾病については、右の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

- ア診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその 療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

力 移送

#### (2) 休業補償

表記災害による負傷又は疾病の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合で、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、その期間、補償基礎額の100分の60に相当する金額の休業補償を受けることができます。

#### (3) 傷病補償年金

表記災害による負傷又は疾病の療養の開始後1年6月を経過した日以降において治らず、条例に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金の傷病補償を受けることができます。

#### (4) 障害補償

表記災害による負傷又は疾病が治ったとき、条例に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

#### (5) 介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金を受けることができる場合で、条例で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護補償を受けることができます。

## (6) 遺族補償

死亡した消防団員等の遺族であって、条例第16条の規定に該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

通知第 号

団 員

災害補償決定通知書

協力者

次の災害について、市町村消防団員等公務災害補償条例の規定により下記の補償を行うことに決定したので前記条例並びに施行規則に基づいて請求されるよう通知します。

災害を受けた者(住所・氏名・生年月日)

災害発生日時

傷 病 名

記

補償

補償

年 月 日

(補償を受けるべき者) 様

埼玉県市町村総合事務組合管理者
印

# 損害補償費支払請求書

								年	月	Ħ
本書を訓	<b>電査のうえ</b> :	送付します	- o		市町村	村長				印
損害補償	費の請え	<b>杉額合計</b>								円
	□療養	補償費	内 訳 書	(	枚)	□障害補	甫償 費	変更内言	火書 (	( 枚)
内訳書等	□休業	補償費	内 訳 書	(	枚)	□介護	補償	費内部	書(	( 枚)
	□傷病衤	甫償年金	内訳書	(	枚)	□遺族	補償	費内部	書(	( 枚)
の種類	□傷病補	償年金変り	更内訳書	(	枚)	□ 葬 祭	補償	費内部	引書 (	( 枚)
	□障害	補償費	内 訳 書	(	枚)	□未支給	の損害	補償費内	訳書(	( 枚)
しつの	しょりきま	1 + +								
上記(7)	とおり請求 年 月	しまり。								
	7,		77 - let 136	;	被災者	住所氏名			E	
埼玉県	市町村総合	事務組合管理	里者 様							
※ 損 害 補	前償 費 支 扌	公決定額								円
※ 受 理	年月日	年	月	日	※ 支	払年月日		年	月	日

## [注意事項]

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 この請求書に添付する書類
- (1) 事故状況等証明書(消防基金様式)及び当該様式の注意事項に定める書類
- (2) この請求書の内訳書等の種類に応じた消防基金様式による内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類
- (3) 医療機関等に損害補償費の受領を委任する場合等においては、様式第4号の損害補償費受領委任状兼口 座振込依頼書

# 損害補償費受領委任状兼口座振込依頼書

年 月 日

埼玉県市	埼玉県市町村総合事務組合管理者 様									
市町村長										
	に係る損害補償については、次の口座に送金を依頼します。									
1 療養補償	費の受領委任									
	療養補償費(治療費、調剤費、施術料又は看護料のうち訪問看護に係る費用に限る。)の 受領を下記の受任者に委任します。									
			委任者(	被災者	)の氏名		(F))			
	に基づき、療養を に限る。) の支払			周剤費、	施術料又は看記	護料のうち	訪問看護に係			
	住 所									
受任者 $\sigma$	医療機関等の	り名様	尔							
	氏 名(代ā	長者名	名)		<b>(II)</b>					
	金融機関名			銀行		支店_				
振 込	預金種別									
先	口座番号	No.								
70	ふりがな口座名義									
	F /L /1 4X									
2 被災者の	振込先	1								
損害補	捕償の種類	左	記の損害補償	につい	て、下記口座に	送金願いる	ます。			
<ul><li>□ 療養補償</li><li>( )</li><li>□ 休業補償</li><li>□ 介護補償</li><li>□ 葬祭補償</li></ul>			金融機関名 預 金 種 別	_	銀行		<u>支店</u> 座預金			
			口座番号	No.						
	)年金	先								
□ ( ) 一時金 □ 未支給の損害補償			い か な 口 座 名 義							

- 注 1 該当する「□」には、レ印を記入すること。
  - 2 療養補償の具体的な内容、年金、一時金の種類は( )に記入すること。

様式第5号(第5条関係)

	補	償 金	支 給 i	決 定 書	第	号
詿	住 求 人	所				
PH		名			様	
年 月 日付請;	求による消防災	害等の補償に	こついては、	下記のとおり決	定したので通知します。	
支給決定金額					P	
ただし、療養補作 休業補作 補	償		円 円 円			
年	月 日		埼玉県市	町村総合事務組	且合管理者	印

	補償金支給(振込)通知書	第   号
	Ħ 俱 並 义 和 ( 旅 込 <i>)</i>	
支給(振込)金額		円
ただし、療養補償 休業補償 補償	円 円 円	
	指定の預金口座に 月 日に振込の手続	きをいたしますので通知します。
住 所		
氏 名	様	
年 月	日	
	埼玉県市町村総合事務	組合管理者

# 年 金 通 知 書

□傷病補償			<b>新</b> 刪		章害補償	□遺族褔	悄賞		□親	
下記のとおり年金の通知します。			の支払い	検いを決定		埼玉県市町村総合	年	月 務組合管理	日	
非常勤消	種	別	消水	防団防従る		水 防 団 員 応急措置従事者				
防 団	住	所					事	故年度		年度
員 等	氏	名				生 年 月	Ħ		年	月日
年	金の	種 類				年金支払決定番	号			
補	償 基	礎 額			円	支払開始年	月		年	月
年	金	額			田	各期の支払額	領			円
傷	病等	<b>拳 級</b>	第	級	号	障害等	及	第	級	号
算	定力	. 式								
	額算定の	り基礎と 氏名								
備		考								

		(衣)				
		記	号	番号		
消	防団員	等公務	災害補	償		
傷	病補	償 年	金 証	書		
		受給権者	·氏名			
傷病補償年金年額 _		F.	<u>l</u>			
支給開始年月		年	月			
上記のとおり、市町村沿	消防団員等公	務災害補償条	例によって支	給します。		
年	月	日				
埼玉	県市町村総合	<b>;</b> 事務組合管理	里者		印	

#### 注 意 事 項

- 1 この証書は、あなたが市町村消防団員等公務災害補償条例の規定による傷病補償年金を受ける権利を有することを証するものですから、大切に保管してください。
- 2 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割してそれぞれの前月までの分が支払われます。
- 3 あなたの傷病の程度が増減したとき、又は傷病補償年金の額の改定を請求するときは、この証 書を提出してください。
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これをかたにして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は、他人から差押えを受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又はよごしたりしたときは、再交付を受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者が指定する日までに医 師の証明を付した定期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに死亡に関する証明書とともに届出を行い、この 証書を提出してください。

(衣)	
記号 番号	
消防団員等公務災害補償	
障害補償年金証書	
受給権者氏名	
障害補償年金年額	
支給開始年月 年 月	
上記のとおり、市町村消防団員等公務災害補償条例によって支給します。	
年 月 日	
埼玉県市町村総合事務組合管理者  回	

#### 注 意 事 項

- 1 この証書は、あなたが市町村消防団員等公務災害補償条例の規定による障害補償年金を受ける 権利を有することを証するものですから、大切に保管してください。
- 2 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割してそれぞれの前月までの分が支払われます。
- 3 あなたの障害の程度が増減したとき、又は障害補償年金の額の改定を請求するときは、この証 書を提出してください。
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これをかたにして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は、他人から差押えを受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又はよごしたりしたときは、再交付を受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者が指定する日までに定期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに死亡に関する証明書とともに届出を行い、この 証書を提出してください。

(衣)
記号 番号
消防団員等公務災害補償
遺族補償年金証書
受給権者氏名
遺族補償年金年額
支給開始年月 年 月
上記のとおり、市町村消防団員等公務災害補償条例によって支給します。
年 月 日
埼玉県市町村総合事務組合管理者  「印

#### 注 意 事 項

- 1 この証書は、あなたが市町村消防団員等公務災害補償条例の規定による遺族補償年金を受ける 権利を有することを証するものですから、大切に保管してください。
- 2 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割してそれぞれの前月ま での分が支払われます。
- 3 あなた又は下記の年金額の加算対象者が、次の事項に該当したときは、直ちに異動に関する報 告書とこの証書を管理者に提出してください。

ア 結婚したとき オ 18歳に達したとき

イ 養子になったとき

カ 死亡したとき

ウ 離婚したとき

キ 生計を同一にしなくなったとき

エ 障害でなくなったとき ク 氏名又は住所を変更したとき

- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これをかたにして他人から金銭等を借りるこ とはできません。また、この証書は、他人から差押えを受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又はよごしたりしたときは、再交付を受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者が指定する日までに定 期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに死亡に関する証明書とともに届出を行い、この 証書を提出してください。

年金額の加算対象者	年金額の加算対象者

団 員協力者 補償審査請求書								
団	氏 名			生年月日				
員等	所 属			階級				
請	氏 名			生年月日				
求人	団員等に対する続柄			住 所				
災等	害発生年月			災害種別				
請								
求								
の								
内								
容								
備								
考								
市町村消防団員等公務災害補償条例第30条の規定に基づき、所属市(町・村)長を経								
由の上、補償の審査を請求します。								
		年 月	日					
		章	青汞 人	所 名	(II)			
	消防災害補償審査会委員長 様							